

週 報

Rotary



世界に希望を生み出そう

継続と改革



例会日 毎週水曜日 12:30～ 例会場 ホテルシーズン日南

住 所 日南市園田 3-11-1 TEL 0987-22-5151 FAX 0987-22-9588

会長 黒岩久登

環境月間

第 3374 回例会	No.37	2024. 04. 24	曇り
点鐘・国歌・ロータリーソング	12 時 30 分	「それでこそロータリー」	
四 つ の テ ス ト	齋藤奈々 君		
例 会 行 事	結婚・誕生者卓話 PART2		

会長時間

3月22日熊本地方裁判所において水俣病訴訟の判決が下されました。水俣病と認定されず、救済策の対象にもならないのは不当だとして主張して、熊本や鹿児島などの140人あまりが国と熊本県、それに原因企業に賠償を求めた裁判の判決で、熊本地裁は原告側の訴えをいずれも退けました。このうち一部の原告については水俣病と認めましたが、損害賠償を求めることができる期間が過ぎていると判断しました。

熊本県水俣市や天草市、鹿児島県出水市などに住む50代から90代の144人は、手足のしびれなど水俣病特有の症状があるにもかかわらず、水俣病に認定されていない人を救済する特別措置法で対象外とされたのは不当だなどとして、国と熊本県、原因企業のチッソの3者に一人当たり450万円の賠償を求めました。裁判長は、水俣病にり患したと認められるケースについて、「有機水銀の汚染があった期間に、八代海の魚介類を多く食べた後、おおむね10年以内に発症している場合だ」としました。そのうえで、公的な検診の記録がない原告や、ほかの病気による症状の可能性のある原告は、水俣病との因果関係があると認められないという考え方を示し、原告のうち119人については水俣病と認められないと判断しました。

一方、25人については水俣病と認め、この中には特別措置法の救済対象の地域に住んでいなかった人も含まれています。しかし、損害賠償を求めることができる20年間の「除斥期間」が過ぎていると指摘し、いずれも訴えを退けました。昨年の会長時間でお話しました大阪地方裁判所での水俣病集団訴訟では、原告全員を水俣病と認め国などに賠償を命じており、判断が分かれる形となりました。被害がでた地域での判決だったため私には意外な判決でした。

熊本県内では被害の様子がほかのどこよりも詳細に報道されているはずで、当然被害者救済の判決が下されるものと思っていました。判決が言い渡されると、熊本地裁の前では原告側の弁護士が「不当判決」「すべての水俣病被害者の救済を求める」と書かれた紙を掲げました。

原告や支援者は、涙を浮かべたりうなだれたりしていました。原告側の訴えを退けた熊本地裁の判決について、原告の弁護団は「不当判決にめげず、闘っていききたい」と述べ、控訴する方針を示しました。22日の判決後、弁護団は熊本市中央区で集会を開き、原告に向けて判決の内容を説明した後、記者会見しました。この中で園田昭人弁護団長は、「被害の実態を公正な目を見た大阪地裁の判決と真逆で、非常にひどい内容だった。不当判決にめげず団結して闘っていききたい」と述べ、控訴する方針を示した。原告団長の森さんは「全員棄却という裁判長の第一声には耳を疑いました。怒りを乗り越えた判決で、すべての被害者が救済されるまで闘いたい」と語りました。

判決を受け林官房長官は「裁判には、引き続き関係省庁で適切に対応していく。被害者救済については公害健康被害への補償や特別措置法に基づく給付などを適切に行うとともに、医療福祉の充実や地域づくりなどに取り組んでいく考えだ」と述べた。水俣病に関する補償や施策などを担当する環境省は判決について「判決の詳細は把握していないが、結論として、原告の請求が棄却されたものと承知している。環境省としては、今後とも、公害による健康被害への補償に関する法律の丁寧な運用を積み重ねていくとともに、地域の医療・福祉の充実、地域の再生・融和・振興に取り組む」とコメントしている。原因企業のチッソは「弊社としてコメントは特にありません」としている。

また原告全員を水俣病と認定した大阪裁判の井奥弁護士は「予想外であり残念だ。発生から長い年月がたった水俣病を救済すべきという世論の流れに反する判決だ」と述べた。また、鹿児島県阿久根市出身で現在は大阪に住む原告の一人、前田芳枝さんは、「怒り心頭の一言に尽きる。熊本訴訟の判決を知った時、頭の中が真っ白になってしまった。多くの原告は高齢で残された時間が少ないので、一刻も早く解決をしてほしい」と訴えた。そして、熊本県上天草市出身で、現在は東大阪市に住む原告の安田幸美さんは「熊本は水俣病の一丁目一番地だ。今回の判決のショックは大きいですが、悔しさを力に変えてともに闘っていきます」と話しました。

また4月18日の新潟水俣病集団訴訟では、47人の原告のうち26人を新潟水俣病と認め、原因企業である昭和電工(現在はレゾナック・ホールディングス)に一人当たり400万円を支払うよう命じた。一方、国に対する訴えは退けた。この判決の中では「除斥期間」については「原告の症状は提訴の20年以上前に生じていて期間をすでに過ぎていたが、差別や偏見のために賠償請求する権利を行使することは困難だったと指摘し、適用しないという判断を示した。除斥期間を理由に訴えを退けた熊本地裁の判断とは全く違うものとなっています。

幹事報告

1. 社会福祉法人愛泉会より、当クラブの西島元利君が理事長に就任された旨のご挨拶状が届いております。西島元利君、理事長就任、誠におめでとうございます。
2. 宮崎県南部グループ ロータリー奉仕デーの参加者募集について
日 時：令和6年5月12日 午前9時 ～ 10時
場 所：日南市風田浜の清掃活動

スマイル

- 古澤昌子君 令和6年熊本国税鑑評会で優等入賞致しました。感謝を込めてスマイルします。
- 峰松俊夫君 6月15日の70周年記念式典の日程が、宮崎県医師会代議員会とピッタリ重なってしまいました。代議員会で役員を降りる事になりましたら、7月以降ロータリー活動に最善を尽くします。

例会行事

結婚・誕生者卓話 PART2

豊田裕康君 (誕生)



お祝いありがとうございます。

私がロータリーに入会した時はまだ30代だったのですが、月日の経つのは早いもので今年で51歳になりました。私が神奈川県横浜から移住してきて17年目となります。

以前、黒岩会長のお話で、日南警察署が築64年で全国2番目に古い警察署であるというお話がありましたが、先月の15日、老朽化を理由に日南署内の留置場が閉鎖されました。日南申間の逮捕身柄は今後空港近くの宮崎南警察署の留置施設に送られることになりました。ですので、私が呼ばれてもすぐ駆けつけることができないので、何かやらかして逮捕され理不尽な取り調べを受けた時は、豊田と面会できるまでは話さんと言って頑張ってもらえればと思います。

話は戻りますが、通常公共施設は老朽化を見越して建て替え計画を立てるのが普通だと思います。実際、全国で一番古い都城警察署については一昨年予算がついて建て替え計画が進んでいますが、日南署の建て替え予算がついたという話は私は聞いていません。私の想像ですが、県南地区の急速な人口減少が関係して予算がつかないのかもしれない。

私の事務所が開所したのが平成14年で22年前ですが、当時の日南申間の人口は約85000人で、現在は約63000人と、22年で22000人の人口減少です。1年間に1000人ずつ減り続けていますが、現在の人口減少スピードは最低20年は続き日南市人口が3万人を切ると予想されていることから、今後ますます県南地区に箱物予算が付きづらい状況となるのではないかと思います。

能登半島地震の復興について、今月財務省が、無駄な財政支出を避けるという方針を示しました。具体的には、被災した全てのインフラ(能登半島各地の小さな漁村の港湾施設や箱物施設等)を全て元通りに復旧するのではなく、将来の人口減少や維持管理コストを念頭において、被災地の学校や漁港の集約化が必要との立場を示したものです。これまで震災復興予算は聖域のように扱われて税金がジャブジャブと投入されてきましたが、毎年のように豪雨災害や震災が発生している中で被災地の復興事業ですら聖域ではなくなってきているということだと思います。財務省が今回公表した方針からすると、将来来るべき南海トラフ巨大地震

震の復興において、宮崎県の中で南那珂地区が予算配分が最も少ないなり、港も油津と目井津のような大きな港湾のみ本格復旧の予算がつくという可能性も大きいのではないかと思います。

先週の報道で、日本創世会議の試算によると、日南市の20歳から39歳の女性減少率が、2020年が27.2%、2040年には57.1%となるとされており、50%を超えると自治体運営に支障を来して将来消滅する可能性がある」と報告されました。私は今年で51歳で先はそんなに長くないのですが、若い人たちの奮起に期待したいと思います。



野崎正彦君（結婚）

こんにちは、誕生日お祝いありがとうございます。今年で78歳になります、高齢者になりましたらいろんな意味で不便になり交通弱者にもなります。

田舎では車がなければ生活が出来ません、免許更新の時も認知症の検査等色々あり、交通違反を一度でも起こしたら、運転技能試験を受けなければならない決りで面倒くさいです。高齢者の方は、違反をしないよう運転に気をつけて下さい。

「無罪の七施」と言う布施行があります。誰にでもできる布施行です、

1 眼施(がんせ)

やさしい眼差しをもつて人に接すること。

2 和諺悦色施(わけんえつじせ)

穏やかな笑顔で接し、不快な表情を与えないこと。

3 言辞施(がんじせ)

人に柔和な言葉で接し、粗悪な言葉を与えないこと。

4 身施(しんせ)

身体をもつて労力で人に尽くすこと。

5 心施(しんせ)

なごやかな善心でもつて人に接すること。思いやりの心で人に接すること。

6 床座施(しょうざせ)

人のために座布団などの敷物を与えること。また、自分の座席をもひとに与えること。

7 房舎施(ぼうしゃせ)

心地よくもてなすこと。ひとのために家屋を与えてやること。

以上が無罪の七施です、お金が無くても人に対して誰でもが誰にでもできる布施行です、一人一人がこころ優しい気持ちで日々過ごせば楽しい明るい未来が来るでしょう。

出席率報告

	会員数	出席免除	出席定数	HC出席	MU	欠席	出席	出席率
今 週	29	7 (4)	26	18	0	8	18	69.23%
出席免除	落丸、清水、田島、渡邊							
先取MU								
欠 席	石灘、榎木田、甲斐、菊池、富満、西島、日高、村社							

事務局〒887-0014 日南市岩崎3-4-2 Itten 堀川ビル2F 創客創人センター内 TEL0987-22-3363・FAX0987-22-3515

会長：黒岩久登 副会長：築瀬 敦 幹事：井野畑善順 雑誌会報広報委員長：河野通郎

雑誌会報広報委員会より

原稿は、ocame@wing.ocn.ne.jpまで送信してください。